

令和元年

9月号

濱田会計事務所通信

令和元年9月1日発行 Vol.25

先日、家族と富士総合火力演習へ行きました。静岡県では生しらす丼が貴重なグルメだと知り、昼食に生しらす丼を食べようとスマートフォンで検索し、お店に向かいました。スマートフォンの画面には生のしらす丼が映っていたので、楽しみにお店の中に入り、座ってメニューの写真を見ると・・・生じゃない。。。まあいいかと注文をしてから、ふと外を見ると向かいのお店に生しらす丼のメニューが・・・
ちょっとした確認不足が悲劇を生んでしまう事もあるので皆様もお気を付けください。



<税務/会計トピックス>

個人型確定拠出年金年金(iDeCo)制度について

事務所通信 Vol.4 でも取り上げた個人型確定拠出年金(iDeCo)は税務上のメリットも大きく関心が高いと感じますが、加入率はまだまだ低いようです。手続きが面倒くさいという事が大きな理由かと思いますが、改めて制度について確認しておきたいと思います。

【掛金】

月々5,000円から1,000円単位で上乗せでき、全額所得控除の対象となります。掛金の上限は企業年金のない会社員の方は月額23,000円、自営業の方は国民年金基金や付加保険料と合わせて月額68,000円です。掛金の変更は1年に1回のみ可能で、休止・再開はいつでも可能です。

【受取】

原則満60歳になるまで引き出すことはできませんが、通算加入期間により変わります。10年以上であれば満60歳から受け取り可能ですが、8年以上10年未満だと満61歳から、6年以上8年未満は満62歳から、中略、1カ月以上2年未満だと満65歳からと段階的に後になっていき、受け取り可能となってから70歳までに受給を開始します。受け取り方法は一括、分割(5年以上20年以下)、併用から選択出来ます。

【運用】

積み立てた掛金は定期預金や投資信託等の金融商品で運用できます。通常、金融商品の運用益は課税されますが、iDeCoでは非課税です。加入窓口の選考には初回手数料や、毎月の運用手数料等の費用もありますが、サポートの厚さやWebページの使いやすさも重要です。さらに投資信託をする場合、元本割れのリスクと信託報酬には注意が必要です。信託報酬では商品により残高に対して0.14%のものや、0.60%のものなどがあります。

費用の例(投資信託は別途信託報酬)

・A ネット銀行の場合

加入時 2,777円 管理手数料 月額167円×12カ月=毎年2,004円

・B 信用金庫の場合

加入時 2,777円 管理手数料 月額480円×12カ月=毎年5,760円



<相続・贈与のお話>

死因贈与契約とは

通常、財産を持っている方が亡くなった場合、その財産を相続する事が出来る方はその亡くなった方の相続人に限られます。そのため相続人以外の方に財産を残したいと思った場合は「死因贈与」か「遺贈（遺言による贈与）」を利用することとなります。

いずれも贈与の一種であり、贈与者の死亡により効力が生じる、相続人以外に財産を譲ることが出来る、贈与税ではなく相続税が課される点が共通していますが、死因贈与とは贈与契約ですのでお互いの合意が必要となるのに対し、遺贈とは贈与者の一方的な意思表示によって受遺者（財産を貰う人）に財産を与える単独行為です。

死因贈与契約のメリット

- ・受贈者が何をもらえるかあらかじめ知ることとなるため、相続争いの防止に役立つ
- ・遺言のように発見されないリスクが少ない
- ・形式不備による無効リスクが少ない
- ・生前に仮登記ができる

死因贈与契約のデメリット

- ・相続放棄や限定承認ができない
- ・契約を撤回できない場合がある
- ・不動産取得税がかかり、贈与扱いとなるため登記の際の登録免許税が高額になる。



遺贈の場合、相続人が遺贈により不動産を取得したときは不動産取得税はかからず、登録免許税は低額で済みますが、相続人以外の方が遺贈により不動産を取得したときは死因贈与で不動産を取得した場合と同様に課税されます。また、亡くなった方の一親等の血族と配偶者以外が遺贈や死因贈与で財産を取得した場合、相続税が2割加算される制度などもありますので、税金の面も踏まえての検討が必要です。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

